

神戸市民間社会福祉施設整備費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間社会福祉施設の整備拡充を図るための補助金の交付等について、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱による補助の対象となる事業は、神戸市内に所在する保健福祉局の所管する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業の用に供する民間社会福祉施設（以下「施設」という。）に係る事業等で次の各号に定めるとおりとする。

- 1 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知。以下「国庫補助金交付要綱」という。）第2に掲げる施設整備
- 2 地域介護・福祉空間整備交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金交付要綱（平成24年7月17日厚生労働省発老0717第2号厚生労働事務次官通知。以下「地域介護交付金交付要綱」という。）3に掲げる事業
- 3 第5条に規定する補助金の交付申請を受理した年度に係る兵庫県健康福祉部補助金交付要綱（以下「兵庫県健康福祉部補助金交付要綱」という。）第2条に掲げる事業
- 4 上記各号の対象とならない施設整備等であって、他の要綱に特別の定めがある場合を除き、市長が補助を行い整備する必要があると認める事業

(補助対象主体)

第3条 この要綱による補助を申請できる者は、次の者とする。

- 1 市内に施設を設置している法人
- 2 市内に施設を設置することが確実であると市長が認めた法人及び法人設立準備中の設立代表者

(補助金の交付額の算定)

第4条 市長は、予算の範囲内で別表1に定める区分に従つて算定した額の範囲内の額を交付できるものとする。

- 2 前項の交付額は、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 この要綱により補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その申請内容を審査のうえ、適當と認めたときは、補助金の交付決定を行い、その旨を交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助の条件)

第7条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- 1 事業の内容を変更しようとするときは、申請（事業）内容変更申請書（様式第3号）を提出し、申請（事業）内容変更承認通知書（様式第4号）により市長の承認を受けること。
- 2 事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、事業中止（廃止）申請書（様式第5号）を提出し、事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により市長の承認を受けること。
- 3 この要綱による補助金を受けた施設又は設備について、社会福祉施設としての用途を廃止しようとするときは、用途廃止申請書（様式第7号）を提出し、用途廃止承認通知書（様式第8号）により市長の承認を受けること。
- 4 前各号のほか、申請内容に変更があったときは、申請（事業）内容変更申請書（様式第3号）を提出し、申請（事業）内容変更承認通知書（様式第4号）により市長の承認を受けること。

2 前項に定めるものの他、市長等が必要と認める事項

(届出書)

第8条 補助事業者は、事業に着手したときは、遅滞なく補助事業着工届（様式第9号）を市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第6条の交付決定に係る市の会計年度が終了したときのいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助事業実績報告書の提出を求めることができる。

(額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告があった場合、当該報告に係る書類の審査等を行い、当該事業が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第11号）により補助事業者に速やかに通知する。

2 市長は、確定した補助金の額が、第6条により通知された交付決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第11条 市長は、前条第1項の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される補助金交付請求書（様式第12号）を受理したときは、補助金を交付するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず概算払することができる。

3 市長は、確定した額を超える補助金を既に概算払によって交付している場合は、期限を定めて、その超える部分の返還を命ずるものとする。

(消費税等仕入控除額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合は、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第13号）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることがある。

3 前項の返還の規定について前条第3項の規定を準用する。

(財産処分の制限を受ける期間)

第13条 財産処分の制限を受ける期間は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が定める「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める各補助金等に係る財産及び処分制限期間を準用する。

(補助基準の特例)

第14条 事業の緊急性等から考慮して市長が特に必要があると認めたものについては、第4条の規定にかかわらず、補助金を増額決定又は減額決定することができるものとする。

(様式の特例)

第15条 第2条に規定する国庫補助等の認証を受けた事業については、この要綱の規定にかかわらず、申請書等の様式は別に定めるものとする。

(施行の細目)

第16条 この要綱の施行について必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 民間保育所整備費補助要綱（昭和 43 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 52 年 7 月 25 日から施行し、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 54 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 59 年 8 月 20 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 63 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 6 年 2 月 1 日から施行し、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 3 月 1 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 19 年 3 月 30 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 22 年 3 月 31 日から施行し、平成 21 年 5 月 29 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

(1) 第 2 条第 1 項については平成 23 年 4 月 1 日より適用する。

(2) 第 2 条第 2 項については平成 22 年 4 月 1 日より適用する。

(3) 第 2 条第 3 項については平成 22 年 11 月 26 日より適用する。

(4) 第 2 条第 4 項については平成 23 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

2 神戸市民間社会福祉施設整備費等補助金交付要領（平成 25 年 9 月 1 日施行）は廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に補助金等の交付の申請を行った者であって、この要綱の施行の際補助金等の交付の決定等を受けていないものは、第 5 条の規定による交付の申請を行ったものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 3 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 29 年 3 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。但し、改正後の第 2 条第 3 号の規定については、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和5年12月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表1（第4条第1項関係）

区分	補助金の計算方法
社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金事業	国庫補助金交付要綱第2の6により算定する交付額に10分の15を乗じて得た額の範囲内の額とする。
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金事業	1 地域介護交付金交付要綱5により算定する額の範囲内の額とする。 2 ただし地域介護交付金実施要綱別表において都道府県または市町村に係る補助率が定められているものに関しては、地域介護交付金交付要綱5により算定する額に10分の15を乗じて得た額の範囲内の額とする。
兵庫県健康福祉部補助金事業	1 兵庫県健康福祉部補助金交付要綱第2条により算定する額の範囲内の額とする。 2 ただし特別養護老人ホームに関しては、兵庫県健康福祉部補助金交付要綱第2条により算定する額に10分の15を乗じて得た額の範囲内の額とする。

別表2（第4条第2項関係）

区分	補助金の計算方法	補助基準額
特別養護老人ホーム（広域型）の創設・建替・増床	対象経費の実支出額と補助基準額を比較して少ない額	2,850,000円に整備床数を乗じて得た額
特別養護老人ホーム（地域密着型）の1ユニットの創設・建替、1ユニット以上の増床	対象経費の実支出額と補助基準額を比較して少ない額	10,000,000円
特別養護老人ホーム（地域密着型）の2ユニット以上の創設・建替	対象経費の実支出額と補助基準額を比較して少ない額	20,000,000円
養護老人ホームの建替・大規模修繕・個室改修	予算の範囲内で、実支出額に2分の1を乗じて得た額	—
介護型ケアハウスの創設・建替・増床	対象経費の実支出額と補助基準額を比較して少ない額	2,000,000円に整備床数を乗じて得た額
介護老人保健施設の創設・建替	対象経費の実支出額と補助基準額を比較して少ない額	23,000,000円

(用語の定義)

- 1 創設とは、新たに施設を整備することをいう。
- 2 建替とは、既存施設の取壊し等により、実施していた事業に供することをやめ、場所を問わず、新たに同種の施設を整備することをいう。
- 3 増床とは、既存施設を引き続き使用し、定員を増加するための整備をすることをいう。
- 4 大規模修繕とは、既存施設について、次に掲げる工事で補助対象経費の見積総額が1,000万円以上となる修繕をすることをいう。
 - (1)建築後10年以上を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった居室、浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
 - (2)設置後10年以上を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備
 - (3)消防用設備等附帯設備の改造工事
 - (4)その他局長が必要と認める工事
- 5 個室改修とは、既存の多床室を個室に転換するため、居室環境等の改善整備を行うことをいう。

別表3（第4条第3項関係）

区分		補助金の計算方法	補助基準額
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業のうち、同条第15項に規定する共同生活援助を行う事業所(以下「共同生活援助事業所」という。)の創設及び新規開設	人口集中地区での創設及び新規開設	1 共同生活住居ごとに、補助対象経費の合計額に5分の4を乗じて得た額	—
	人口集中地区以外での創設及び新規開設	定員7人以下の場合、1共同生活住居ごとに、補助対象経費の合計額に4分の3を乗じて得た額と補助基準額を比較して少ない額	600,000円に定員を乗じて得た額
		定員8人以上の場合、1共同住居ごとに補助対象経費の合計額に4分の3を乗じて得た額と補助基準額を比較して少ない額	1,000,000円に定員を乗じて得た額
共同生活援助事業所の既存改修		1 共同住居ごとに補助対象経費の合計額に4分の3を乗じた額と補助基準額を比較して少ない額	1,000,000円に定員を乗じて得た額
(用語の定義)			
1 創設とは、新たに施設を整備することをいう。 2 新規開設とは、既存建物を活用して新たに共同生活住居を設置することをいう。 3 既存改修とは、既存の共同生活住居を改修することをいう。 4 補助対象経費とは、補助対象年度内に必要な整備を完了し、翌年度5月1日までに障害福祉サービス事業所の指定(変更申請含む)を受け、事業開始をする案件のうち、次に掲げる整備等の費用(ただし、当該費用の合計額の上限が12,500,000円以内のものに限る。)をいう。			
(1)消防法令上、設置義務が生じる消防設備(共同生活住居と一体的に整備されるスプリンクラー設備、自動火災報知設備、消防機関への通報装置その他これに類する設備)の整備に要する経費 (2)緊急通報装置の設置に要する経費(新規開設に係るものに限る。) (3)バリアフリーのための改修及び建築基準法その他の関係法令へ適合させるために要する経費(新規開設に係るものに限る) (4)建築後10年を経過して使用に堪えなくなった浴室、食堂その他の部屋の改修工事や外壁、屋上その他の箇所の防水工事等の改修に要する経費 (5)新たに共同生活住居を創設するために要する経費			